

2021年4月30日発行

「2021年版 訪問看護関連報酬・請求ガイド（初版・第1刷）」の追補

標記ガイドをご購入いただきましてありがとうございます。お手数をおかけして申し訳ございませんが下記のとおり追加・修正させていただきますので、ご確認の上、ご活用のほどよろしくお願いたします。

1. 追補

- 令和3年8月高額介護サービス費が見直されるため、太字部分を追加いたしました。

P.16 2) 高額介護（介護予防）サービス費の支給

※令和3年8月から、現役並み所得相当の区分を細分化した上で限度額が引き上げられます。

区分		負担の上限（月額）	
		～令和3年7月	令和3年8月～
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方 ※同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合	年収約1,160万円以上	44,400円（世帯）	140,100円（世帯）
	年収約770万円以上約1,160万円未満		93,000円（世帯）
	年収約383万円以上約770万円未満		44,000円（世帯）
世帯内のだれかが市区町村民税を課税されている方		44,400円（世帯） ※同じ世帯の全ての65歳以上の方（サービスを利用していない方を含む）の利用者負担の割合が1割の世帯に年間上限額（446,400円）を設定	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方		24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
前年度の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等		24,600円（世帯） 15,000円（個人） ※個人とは利用者本人の負担上限額を指す	24,600円（世帯） 15,000円（個人） ※個人とは利用者本人の負担上限額を指す
生活保護を受給している方等		15,000円（個人）	15,000円（個人）

